

令和7年10月10日

第8回

玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉名郡玉東町農業委員会

令和7年度第8回玉東町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年10月10日(金) 午後1時30分～午後2時25分

2. 場 所 玉東町役場 3階 会議室

3. 出席委員(9名)

会 長 1 番 鬼塚忠正

会長職務代理者 8 番 山野正亮

委 員 2 番 小山省三 4 番 上田佳子 5 番 宮崎 文

6 番 村田真也 7 番 児玉俊朗 9 番 大隅正信

10 番 深本 浩

推進委員 今村英明 田上政廣 田尻稔男 清田純博 狩野和明
西村敏充

4. 欠席委員(2名) 3 番 坂口政文 11 番 井上知幸

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第4 議案第3号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について

日程第5 議案第4号 その他

6. 農業委員会事務局職員

局長 小島隆一 主事 坂本美桜

事務局

ただ今から、令和7年10月の農業委員会総会を開会いたします。開会にあたり、鬼塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

《挨拶》

事務局

本日は、3番坂口委員、11番井上委員から欠席の連絡があっております。玉東町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、過半の委員がお揃いでございますので、本日の総会が成立していることを報告いたします。では、この後の議事につきましては会議規則により会長より進行をお願いいたします。

議長

それでは、これより議事に入ります。まず、日程第1の議事録署名者及び会議書記の指名をいたします。本日の議事録署名者は7番児玉委員と8番山野委員を指名します。また、書記に事務局の坂本主事を指名します。よろしく申し上げます。

議長

続きまして、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について8件あがっております。1番について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、1番の農地法第3条の規定による許可申請について＝1頁、議案第1号、1番について議案書をもとに朗読＝
それでは、詳細について説明いたします。
譲受人は、米6,914㎡、果樹8,055㎡を家族で経営されております。今回は8月に申請があった農地が分筆されていたため、残りの用地を買い受け、規模拡大による申請でございます。
申請地につきましては、5ページをご覧ください。
なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。
以上で議案第1号、1番の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、推進委員さんからの意見をお願いします。

推進 田尻稔男委員

先日現地の確認を行った。前回8月の時点では所有者が不明であったため売買が成立しなかった。今回売買が成立し、家族経営で適切に管理もされていることから、何ら問題ないと判断する。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からのご意見、質疑はありませんか。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号、1番について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第1号、1番は、承認されました。
続きまして2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、2番の農地法第3条の規定による許可申請について
＝1頁、議案第1号、2番について議案書をもとに朗読＝
それでは、詳細について説明いたします。

借受人は、イチゴを1,800㎡栽培されており、今回、貸付人との契約更新による申請でございます。

申請地につきましては、6ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号、2番の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。
児玉俊朗委員

7番 児玉俊朗委員

継続して耕作されている状況であり、何ら問題ないと判断する。

議長

ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進 清田純博委員

きれいに整備されたいちご園でございました。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からのご意見、質疑はありませんか。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号、2番について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第1号、2番は、承認されました。

続きまして3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、3番の農地法第3条の規定による許可申請について

＝2頁、議案第1号、3番について議案書をもとに朗読＝

それでは、詳細について説明いたします。

借受人は、米 81,866 m²と野菜 767 m²の栽培を家族で経営されており、今回、貸付人との契約更新による申請でございます。

申請地につきましては、7ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号、3番の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、推進委員さんの意見を求めます。

推進 今村英明委員

更新ということで、農地はきれいに整備されていたことは確認できたので問題ないと思う。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありました。皆様からのご意見、質疑はありませんか。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号、3番について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第1号、3番は、承認されました。
続きまして4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、4番の農地法第3条の規定による許可申請について
＝2頁、議案第1号、4番について議案書をもとに朗読＝
それでは、詳細について説明いたします。

借受人は、米 49,434 m²と大豆 5,196 m²栽培をされており、今回、規模拡大による申請地の借受けのために申請されるものです。

申請地につきましては、8ページ、9ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号、4番の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。

村田真也委員

6番 村田真也委員

現在大豆の栽培をされており、継続して契約をされることです。大豆は見事に管理されていることで何ら問題ないと思う。

議長

説明が終わりましたので、推進委員さんの意見を求めます。

推進 西村敏充委員

何ら問題なく耕作されていた。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありました。皆様からのご意見、質疑はありませんか。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号、4番について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第1号、4番は、承認されました。
続きまして5番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、5番の農地法第3条の規定による許可申請について
＝3頁、議案第1号、5番について議案書をもとに朗読＝
それでは、詳細について説明いたします。

借受人は農業法人で、米麦 189,626 m²を栽培されており、今回、貸付人との契約更新による申請でございます。

申請地につきましては、10ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号、5番の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、推進委員さんの意見を求めます。
田上政廣委員

推進 田上政廣委員

継続の契約ということで何ら問題ないと思う。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からのご意見、質疑はありませんか。

議長

他にありませんか。
無いようですので、採決を行います。議案第1号、5番について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第1号、5番は、承認されました。
続きまして6番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、6番の農地法第3条の規定による許可申請について
＝3頁、議案第1号、6番について議案書をもとに朗読＝
それでは、詳細について説明いたします。
借受人は農業法人で、米麦 189,626 m²を栽培されており、今回、貸付人との契約更新による申請でございます。
申請地につきましては、11ページ、12ページをご覧ください。
なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。
以上で議案第1号、6番の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。
山野正亮委員

3番 山野正亮委員

農地は双方ともにきれいに管理されており、何ら問題ない。

議長

ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見ををお願いします。

推進 狩野和明委員

現地確認を行い、何ら問題ない。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からのご意見、質疑はありませんか。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号、6番について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第1号、6番は、承認されました。
続きまして7番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、7番の農地法第3条の規定による許可申請について
＝4頁、議案第1号、7番について議案書をもとに朗読＝
それでは、詳細について説明いたします。

借受人は、米58,402㎡を家族で栽培をされており、今回、規模拡大による申請地の借受けのために申請されるものです。

申請地につきましては、13ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号、7番の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。
小山省三委員

2番 小山省三委員

現地確認を行った。耕作者は圃場整備があるということで規模拡大による耕作で問題ないと思う。

議長

ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進 今村英明委員

他地区の方で立地条件があまり良くない所だったので心配したが、本人の強い希望により問題ないと思う。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からのご意見、質疑はありませんか。

議長

他にありませんか。
無いようですので、採決を行います。議案第1号、7番について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第1号、7番は、承認されました。
続きまして8番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、8番の農地法第3条の規定による許可申請について
＝4頁、議案第1号、8番について議案書をもとに朗読＝
それでは、詳細について説明いたします。
借受人は、米58,402㎡を家族で栽培をされており、今回、規模拡大による申請地の借受けのために申請されるものです。

申請地につきましては、14 ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第 1 号、8 番の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。

小山省三委員

2 番 小山省三委員

7 番の農地と上下の場所であり、何ら問題ないと思う。

議長

ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進 今村英明委員

前案件と同様であり問題ないと思う。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からのご意見、質疑はありませんか。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第 1 号、8 番について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第 1 号、8 番は、承認されました。

続きまして、日程第 3、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について

＝15頁、議案第2号、1番について議案書をもとに朗読＝
それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は現在実家住まいで、父母、夫婦と子ども1人の環境が手狭となり、伯父から贈与により農地を譲り受け、実家にも近く父母との交流にも利便性が良いため申請されるものです。

申請につきましては、16ページをご覧ください。農地区分は、ほかの農地に該当しない第2種農地と判断します。小集団の生産力の低い農地であることから、許可相当であると考えます。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、推進委員さんの意見を求めます。

田上政廣委員

推進 田上政廣委員

現地は分筆されている。地目は田だが、説明のとおり第2種農地で耕作されておらず空き地となっている。周辺も確認したが、何ら問題ないと判断する。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からのご意見、質疑はありませんか。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第2号について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第2号は承認されました。

続きまして、日程第4、議案第3号、農用地利用集積等促進計画の意見決定について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

17ページです。(朗読)

18 ページです。議案第 3 号につきましては、農用地利用集積等促進計画の意見決定について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、玉東町長から令和 7 年 9 月 25 日付けで、農用地利用集積等促進計画の意見決定を求められているところでございます。

19 ページから 20 ページの集計表をご覧ください。

今回の申請は、賃借権の設定が 3 件で 16,500 m²の一括方式で、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断し、ご提案しております。

以上で、議案第 3 号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、何かご意見、質疑はありませんか。

議長

無いようですので、議案第 3 号、農用地利用集積等促進計画の意見決定については（案）のとおり決定いたします。

議長

その他ですが、事務局から何かありますか。

事務局

特になし。

議長

それでは以上をもちまして、第 8 回玉東町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後 2 時 25 分

上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和 7 年 10 月 10 日

玉東町農業委員会会長

鬼塚忠正



7 番委員

児玉俊朗



8 番委員

山野正亮



